

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例(昭和34年大磯町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.2」を「100分の6.5」に改める。

第5条中「2万4,500円」を「2万5,500円」に改める。

第7条中「100分の2.8」を「100分の2.9」に改める。

第8条中「1万3,000円」を「1万3,500円」に改める。

第9条中「100分の2.3」を「100分の2.4」に改める。

第10条中「1万2,000円」を「1万2,600円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「1万7,150円」を「1万7,850円」に改め、同号ウ中「9,100円」を「9,450円」に改め、同号エ中「8,400円」を「8,820円」に改め、同項第2号ア中「1万2,250円」を「1万2,750円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「6,750円」に改め、同号エ中「6,000円」を「6,300円」に改め、同項第3号ア中「4,900円」を「5,100円」に改め、同号ウ中「2,600円」を「2,700円」に改め、同号エ中「2,400円」を「2,520円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,675円」を「3,825円」に改め、同号イ中「6,125円」を「6,375円」に改め、同号ウ中「9,800円」を「1万200円」に改め、同号エ中「1万2,250円」を「1万2,750円」に改め、同項第2号ア中「1,950円」を「2,025円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,375円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「5,400円」に改め、同号エ中「6,500円」を「6,750円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎